

Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267(32)3111

マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にご注意!

各世帯にマイナンバーの通知カードが郵送されました。

◎マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付の手続きで口座番号や家族構成、年金の情報などを電話で聞くことはありません!
◎マイナンバーが漏れたなどと公的機関が電話で連絡することはありません!

今後、マイナンバーを聞き出して悪用したり、個人情報流出を防ぐためとして現金をだまし取るうとしたりする詐欺が予測されます。マイナンバーは絶対に教えず、不審な電話がかかってきたらすぐに相談してください。

相談窓口

- 東信消費生活センター
0268(27)8517
- 町総務課庶務係(内線25)

日曜日にも実施します 12月集団健(検)診

今年度の健(検)診はお済みですか? 12月の健(検)診は、平日お忙しい方にも受けていただきやすくするために、日曜日にも実施します。健康で過ごすためにも忘れずに健(検)診を受けましょう。

日時
12月13日(日)、14日(月)

受付時間
午前8時30分～10時

場所
保健センター

申込期限
12月10日(木)

※申し込み済みの方には、12月上旬に問診票等を送付します。詳細をご確認ください。

※指定の日時に都合が悪い場合は、早めにご連絡ください。

問い合わせ先
保健福祉課健康推進係
(32)2554

子宮頸がん乳がん検診の無料クーポン券をご利用ください

町では、がんの早期発見と早期治療のため、無料で検診を受けられる「無料クーポン券」を該当者の皆さまに発行しています。6月に郵送しました子宮頸がん、乳がん(マンモグラフィ)検診の無料クーポン券の利用期限は、平成28年3月31日です。命を守る検診が無料で受けられます。ぜひご利用ください。2～3月は混み合いますので、早めに受診してください。

※どちらの検診も2年に一度受診すればよい検診です。

申込方法(個別検診)
保健福祉課健康推進係へ来庁してお申し込みください。

検診場所
御代田中央記念病院

問い合わせ先
保健福祉課健康推進係
(32)2554

下水道終末処理場の脱水汚泥からの放射性物質測定検査結果

検査日 9月18日

	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
御代田浄化管理センター脱水汚泥	不検出	不検出	不検出

(検出下限値:20ベクレル/キログラム)

今後も定期的に測定を行い、注視していきます。
(検査結果は町ホームページで確認できます。)

問い合わせ先 建設水道課上下水道工務係 (内線48)

12月23日(水)
井戸沢処分場は休場します。


御代田町プレミアム商品券の使用期限は、平成27年12月31日(木)です。

問い合わせ先 御代田町商工会 (32)5453

12月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

町県民税 (4期分)	上水道使用料 (12月期分) 大口11月使用分、一般10・11月使用分
国民健康保険税 (7期分)	下水道使用料 (12月期分) 大口11月使用分、一般10・11月使用分、町営水道区域 一般8・9月使用分 佐久水道区域
後期高齢者医療保険料 (6期分)	農集排使用料 (12月期分) 8・9月使用分
介護保険料 (6期分)	個別排水使用料 (12月期分) 10・11月使用分
保育料 (12月分)	
町営住宅使用料 (12月分)	
下水道負担金 (3期分)	

納期限



多重債務者 無料相談会

弁護士・司法書士による多重債務者無料相談会が開催されます。借金問題でお困りの方は、事前に予約のうえ相談窓口へお出掛けください。

日時

12月10日(木)

午前10時～午後5時

場所

東信消費生活センター

予約受付期間

12月9日(水)まで

(土・日曜日を除く)

午前8時30分～午後5時

予約・問い合わせ先

東信消費生活センター

0268(27)8517

平成27年11月1日付 職員人事異動

()内は前職場です。

○係長級

社会体育係長(税務課)

手塚

弥生

○退職者(10月31日付)

社会体育係長

青木

芳則

くらしと健康の 相談会

弁護士による失業、家庭問題、多重債務等の生活相談、保健師によるこころの健康などの相談をお受けします。相談は無料で、1件1時間、予約制です。

日時

12月1日、8日、15日、

22日(毎週火曜日)

●午前10時～正午

●午後1時30分～3時30分

場所

県佐久合同庁舎

内容

法律相談、生活・就労相談、

健康相談

申し込み

各相談日の前週金曜日の正午までにお電話ください。

問い合わせ・申し込み先

佐久保健福祉事務所

健康づくり支援課

0267(63)3164

12月4日から10日は 「第67回人権週間」です

人権週間に合わせて「特設人権相談所」を開設します。

いじめ・体罰など子どもの問題、セクハラ・性差別など女性に関する問題など、日ごろのお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守られます。

日時

12月5日(土)

午前9時～正午

場所

ハートピアみよた

※小諸市、佐久市、軽井沢町でも開設します。詳しくは、お問い合わせください。

【女性の人権ホットライン】

0570-1070-810

【みんなの人権110番】

0570-1003-1110

【子どもの人権110番】

0120-1007-1110

問い合わせ先

長野地方法務局佐久支局内

佐久人権擁護委員協議会事務

務局0267(67)2272

ごんにちは農業委員会です

■町農業委員会事務局(32)3111(内線64・27)

農地の転用には許可が必要です！

町内で、農地に住宅を建てたり、太陽光発電施設を整備したりといった事例が多く見られます。

このように、農地を住宅用地や太陽光発電施設、資材置場、山林など農地以外の用途に転換することを農地転用といいます。農地の利用には農地法による規制がかけられており、農地転用を行う場合には許可が必要となります。

農地転用の申請は…

許可を受けずに転用したり、計画どおりに転用しなかったら…

農地転用許可を受けずに転用した場合や、転用許可された計画どおりに転用していない場合には農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令を受ける場合があります。悪質な場合には、懲罰や罰金などの適用もあります。

一時的な転用でも農地法の許可が必要です！

畑に数カ月だけ建築資材を置くなど、一時的な農地転用の場合であっても農地法の許可が必要です。事業を行う前に、必ず農地法の許可を受けてください。

他法令の手続きもお忘れなく

農地転用を行う場合であっても、例えば町環境保全条例による開発行為の届出や、建築基準法による届出など、農地法以外の法令による届出や許可を受ける必要があります。

必要な手続きがすべて完了しないと事業を始めることができませんので、ご注意ください。

申請の締め切りは毎月15日です(休日の場合は直前の平日)。申請から許可まで、おおむね1カ月程度かかりますので、事業の開始に間に合うよう申請ください。

なお、農地の場所や転用計画によっては、許可できない場合があります。

また、農業振興地域の農用地に指定されている農地は、除外手続きを完了させなければ農地転用の申請ができません。

農地転用を計画される際は、農業委員会事務局へご相談ください。